

山梨県公報

第千八百四号

平成十九年

十一月一日

木曜日

目次

告示	道路の区域変更	七五五
告示	道路の供用開始	七五五
公告	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	七五五
公告	公共測量の終了	七五六
公告	公安委員会	七五六
告示	信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	七五六

告示

山梨県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

山梨県告示第三百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月一日

山梨県知事 横内正明

中央市大字乙黒字下河原七一八番の一地先から	旧	七・九〇	五九・〇
中央市大字乙黒字下河原七一九番の一地先まで	新	八・〇〇	五九・〇
		一一・〇〇	

公告

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成十九年十一月一日

山梨県知事 横内正明

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人	ホープステーション	甲府市富竹二丁目	生活介護	知的障害者

社会福祉法人 八ヶ岳名水会	春の陽	北杜市長坂町長坂 下条一三六八番地	就労継続支援 B型	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 八ヶ岳名水会	春の陽	北杜市長坂町長坂 下条一三六八番地	就労移行支援	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 八ヶ岳名水会	春の陽	北杜市長坂町長坂 下条一三六八番地	生活介護	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 山の都福祉会	スカイコート勝 沼在宅支援セン ター	甲州市勝沼町山一 四〇五番地一	自立訓練（機 能訓練）	身体障害者（ 肢体不自由）
社会福祉法人 ホーブ会	ホーブステーション	甲府市富竹二丁目 一一番一―号	就労継続支援 B型	知的障害者
ホーブ会	ヨン	一二番一―号		

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十九年十月十六日付けで国土交通大臣から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十九年十一月一日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 作業種類 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
 - 二 作業期間 平成十七年七月一日から平成十九年三月三十一日まで
 - 三 作業地域 甲府市、富士吉田市、大月市及び中央市

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十九年十一月一日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

別表第一中

二九四	甲府市善光寺一丁目二七番一 先（市道善光寺蓬沢線と市道琢 美酒折線との丁字路交差点）	砂田橋北	平成一九年八月六日 告示第七一号
二九四	甲府市善光寺一丁目二七番一 先（市道善光寺蓬沢線と市道琢 美酒折線との丁字路交差点）	砂田橋北	平成一九年八月六日 告示第七一号
二九五	甲府市塩部三丁目五番一八号先 （市道上木戸狐塚線と市道上木 戸線との十字路交差点）	朝日小学校西	平成一九年十一月一日 告示第一〇一号
二二八	甲府市住吉二丁目一番一号先（ 県道右左口玉穂甲府線と市道療 養所前通り線との交差点）	伊勢交番前	平七・一・三〇 告示 第四号
二二八	甲府市住吉二丁目一番一号先（ 県道甲府中央右左口線と市道療 養所前通り線との交差点）	伊勢郵便局南	平成一九年十一月一日 告示第一〇一号

二三八	中巨摩郡竜王町名取三三一番地先（国道五二号と町道とのT字路交差点）	名取西	平二・一〇・一五 告示 第二十七号
-----	-----------------------------------	-----	----------------------

二三八	削除		平成一九年十一月一日 告示第一〇一号
-----	----	--	-----------------------

九八	中巨摩郡八田村六科一、五八七番地の一一先（県道竜王芦安線）	かすみ寿司前	平九・三・二四 告示 第二〇号
----	-------------------------------	--------	--------------------

九八	南アルプス市六科一、五八七番地の一一先（県道甲斐芦安線と市道との交差点）	六科下	平成一九年十一月一日 告示第一〇一号
----	--------------------------------------	-----	-----------------------

一〇一	南アルプス市野牛島二、四四〇番地先（県道竜王芦安線と市道との交差点）	スーパー手塚前	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	------------------------------------	---------	----------------------

一〇一	南アルプス市野牛島二、四四〇番地先（県道甲斐芦安線と市道との交差点）	八田小学校西入口	平成一九年十一月一日 告示第一〇一号
-----	------------------------------------	----------	-----------------------

一七三	南アルプス市下高砂九五一番地一先（県道南アルプス甲斐線と市道との十字路交差点）	総合交通センター前	平成一八年六月二日 告示第六〇号
-----	---	-----------	---------------------

一七三	南アルプス市下高砂九五一番地一先（県道南アルプス甲斐線と市道との十字路交差点）	総合交通センター前	平成一八年六月二日 告示第六〇号
一七四	南アルプス市落合三〇番地先（市道下宮地荆沢線と市道荆沢芦原線との十字路交差点）	あしはら団地入口	平成一九年十一月一日 告示第一〇一号

一〇〇	葦崎市清哲町折居八一五番地先（県道葦崎南アルプス中央線）	折居	平成一九年八月六日 告示第七一号
-----	------------------------------	----	---------------------

一〇〇	葦崎市清哲町折居八一五番地先（県道葦崎南アルプス中央線）	折居	平成一九年八月六日 告示第七一号
一〇一	甲斐市名取三三四番地先（国道五二号と県道甲斐中央線との十字路交差点）	真福寺南	平成一九年十一月一日 告示第一〇一号

一〇二	甲斐市竜地六、六一四番地先（県道甲府葦崎線と県道島上条宮久保絵見堂線との五差路交差点）	双葉保健福祉センター南	平成一九年十一月一日 告示第一〇一号
-----	---	-------------	-----------------------

一〇三	葦崎市藤井町駒井二、六二六番	葦崎北東小学	平成一九年十一月一日
-----	----------------	--------	------------

<p>に、</p> <p>地先（国道一四一号と市道藤井八三号線との丁字路交差点）</p> <p>校入口</p> <p>告示第一〇二号</p>	<p>に、</p> <p>一一</p> <p>南巨摩郡身延町相又四〇六番地先（国道五二号線と身延南小学校正門入口との交差点）</p> <p>身延南小入口</p> <p>五六・七・二八告示 第四一号</p>	<p>を</p> <p>一一</p> <p>南巨摩郡身延町相又四〇六番地先（国道五二号と町道との交差点）</p> <p>豊岡小学校入口</p> <p>平成一九年十一月一日告示第一〇二号</p>	<p>に、</p> <p>五</p> <p>西八代郡市川大門町七二七番地先（県道市川大門鵜沢線と町道との交差点）</p> <p>北条ガソリン店前</p> <p>四八・八・一一</p>	<p>を</p> <p>五</p> <p>西八代郡市川三郷町市川大門七一七番地先（県道市川三郷鵜沢線と県道四尾連湖公園線との交差点）</p> <p>市川大門交番</p> <p>平成一九年十一月一日告示第一〇二号</p>	<p>を</p> <p>一七</p> <p>西八代郡三珠町上野二、四八七番地の七先（県道甲府市川大門線と町道との交差点）</p> <p>三珠町役場入口</p> <p>五六・一一・九告示 第五五号</p>
--	--	--	---	---	---

<p>に、</p> <p>一七</p> <p>西八代郡市川三郷町上野二、四八七番地の七先（県道甲府市川三郷線と町道との交差点）</p> <p>三珠庁舎入口</p> <p>平成一九年十一月一日告示第一〇二号</p>	<p>に、</p> <p>一七〇</p> <p>笛吹市御坂町井之上八一九番地二先（県道栗合成田線）</p> <p>井之上</p> <p>平成一九年八月六日告示第七一号</p>	<p>を</p> <p>一七〇</p> <p>笛吹市御坂町井之上八一九番地二先（県道栗合成田線）</p> <p>井之上</p> <p>平成一九年八月六日告示第七一号</p>	<p>に、</p> <p>一七一</p> <p>笛吹市石和町井戸一三三番地二先（市道石和四〇九号線と笛吹農道三〇号線との十字路交差点）</p> <p>恵比寿</p> <p>平成一九年十一月一日告示第一〇二号</p>	<p>を</p> <p>三〇</p> <p>東山梨郡春日居町小松八五五番地（町道一級八号線と町道一〇四号線との交差点）</p> <p>山梨温泉病院前</p> <p>五四・一一・一七告示 第四八号</p>	<p>に、</p> <p>三〇</p> <p>笛吹市春日居町小松八五五番地先（県道一宮山梨線と市道春日居一一三号線との交差点）</p> <p>山梨リハビリテーション病院前</p> <p>平成一九年十一月一日告示第一〇二号</p>	<p>に、</p> <p>四九</p> <p>富士吉田市上吉田三、六三四番</p> <p>吉田商業高校</p> <p>五二・二・二五</p>
--	---	--	---	---	--	--

地先（市道昭和通りと市道吉田商業高校通り線との交差点）	入口	
-----------------------------	----	--

四九 富士吉田市上吉田三、六三四番地先（市道昭和通り線と市道との交差点）	ひばりが丘高校入口	平成一九年十一月一日 告示第一〇二号
---	-----------	-----------------------

一六〇 南都留郡忍野村忍草一、〇六六番地三先（村道山中道線と村道阿原出口線との十字路交差点）	出口池入口	平成一九年八月六日 告示第七一号
---	-------	---------------------

一六〇 南都留郡忍野村忍草一、〇六六番地三先（村道山中道線と村道阿原出口線との十字路交差点）	出口池入口	平成一九年八月六日 告示第七一号
---	-------	---------------------

一六一 富士吉田市小見見二、九四九番地の三七先（県道新田下吉田線と市道大明見下吉田線と市道丸一号線との変則四差路交差点）	明見第二駐在所前	平成一九年十一月一日 告示第一〇二号
---	----------	-----------------------

一六一 南都留郡鳴沢村大田和三、六一八番地先（国道一三九号と村道二五六号線と村道五号線との十字路交差点）	大田和西	平成一九年十一月一日 告示第一〇二号
---	------	-----------------------

三三二 大月市大月町花咲一四七番地先（国道二〇号）	花咲下宿	平成一九年八月六日 告示第七一号
------------------------------	------	---------------------

三三二 大月市大月町花咲一四七番地先（国道二〇号）	花咲下宿	平成一九年八月六日 告示第七一号
------------------------------	------	---------------------

三三三 大月市大月一丁目二番一号先（国道二〇号大月バイパスと市道との丁字路交差点）	大月駅入口	平成一九年十一月一日 告示第一〇二号
--	-------	-----------------------

五 北都留郡上野原町上野原一、九四四番地（国道二〇号線と町道本町蔵線との交差点）	上野原自工前	五四・六・一 告示 第二八号
---	--------	-------------------

五 上野原市上野原二、九九四番地一先（国道二〇号と市道本町蔵線との交差点）	新田倉	平成一九年十一月一日 告示第一〇二号
--	-----	-----------------------

三三二 北都留郡上野原町上野原二、六一番地の五先（国道二〇号と町道新田倉下石原線とのY字路交差点）	新田倉	平一・二・一五 告示 第一〇号
--	-----	--------------------

三三二 上野原市上野原二、六五一番地五先（国道二〇号と市道新田倉下石原線との交差点）	新田倉入口	平成一九年十一月一日 告示第一〇二号
---	-------	-----------------------

に改める。

別表第四中

五三二	市道北 口一 線	甲府市丸の内二丁目五 五八番五号先(暫定北 口ロータリー道路)(六〇メートル)	車両	車両進行 ロータリ ー南から 北へ、北 から東を 経て南へ 終日	甲府	平成一九年八 月六日 告示第七一号
-----	----------------	---	----	--	----	-------------------------

を

五三二	市道北 口一 線	甲府市丸の内二丁目五 五八番五号先(暫定北 口ロータリー道路)(六〇メートル)	車両	車両進行 ロータリ ー南から 北へ、北 から東を 経て南へ 終日	甲府	平成一九年八 月六日 告示第七一号
五三二	市道	甲斐市富竹新田二六八 番地一先から北方一三 メートル地点の真福寺 南交差点まで(一三メ ートル)	車両(原付・ 軽車両を除く)	車両進行 南から北 へ終日	甲府	平成一九年一 月一日 告示第一〇一 号

に改める。

別表第十中

六七五	県道 甲府敷 島葦崎 線	北巨摩郡双葉町竜地六、五〇九 番地先(今村豊方前)交差点	一	葦崎	四九・四・一一 一六号
-----	-----------------------	---------------------------------	---	----	----------------

を

六七五

県道甲 府葦崎 線	甲斐市竜地六、五二七番地先(五差路)	三	葦崎	平成一九年一 月一日 告示第一〇一号
-----------------	--------------------	---	----	--------------------------

に

一、二七二 の二 号線	国道 南都留郡鳴沢村字小暮三、六二 二番地の一先	一	富士 吉田	四九・四・一一 一六号
-------------------	--------------------------------	---	----------	----------------

を

一、二七二 の二	国道一 三九号	南都留郡鳴沢村大田和三、六二 二番地の二一先(十字路交差点)	二	富士 吉田	平成一九年一 月一日 告示第一〇一号
-------------	------------	---------------------------------------	---	----------	--------------------------

に

一、八五六	市道(廃軌道)	南アルプス市荊沢四二番地の 一先(市営荊沢団地入口)	二	南ア ルプス	平成一七年四月 二八日 告示第三七号
-------	---------	-------------------------------	---	-----------	--------------------------

を

一、八五六	市道	南アルプス市荊沢四三番地先 (十字路交差点)	四	南ア ルプス	平成一九年一 月一日 告示第一〇一号
-------	----	---------------------------	---	-----------	--------------------------

に

三、四五六	国道 五二号 線	中巨摩郡竜王町名取三二四番地 先(スナック「イーグル」東側 交差点)	一	南甲 府	六三・三・三一 第一〇号
-------	----------------	--	---	---------	-----------------

を

三、四五六	削除		葦崎	平成一九年十一月一日
			告示第一〇一号	

三、八一	県道 新田吉田線	富士吉田市小見二、三八八番地先（明見第二駐在所前交差点）	一 富士吉田	平成一九年十一月九日
			第四四号	

三、八一	県道新田吉田線	富士吉田市小見三、〇〇〇番地の三三先（四差路）	四 富士吉田	平成一九年十一月一日
			告示第一〇一号	

四、八九六	市道	富士吉田市小見二、九四九番地の三七先（明見第二駐在所南側交差点）	二 富士吉田	平成一九年七月八日
			告示第三四号	

四、八九六	削除		富士吉田	平成一九年十一月一日
			告示第一〇一号	

五、一七	県道甲斐中央線	甲斐市名取三三四番地先（名取温泉西側丁字路交差点）	一 南甲府	平成一八年七月一日
			告示第六四号	

五、一七一	国道五二号	甲斐市名取三三四番地先（十字路交差点）	二 葦崎	平成一九年十一月一日
			告示第一〇一号	

五、二三五	市道	上野原市八ツ沢五五五番地先	一 上野原	平成一九年八月六日
			告示第七一号	

五、二三五	市道	上野原市八ツ沢五五五番地先	一 上野原	平成一九年八月六日
			告示第七一号	

五、二三六	市道	甲府市小瀬町一、〇七九番地先（丁字路交差点）	一 南甲府	平成一九年十一月一日
			告示第一〇一号	

五、二二七	市道	甲府市後屋町五七五番地先（丁字路交差点）	一 南甲府	平成一九年十一月一日
			告示第一〇一号	

五、二三八	国道二〇号	上野原市上野原二、五五一番地先（丁字路交差点）	二 上野原	平成一九年十一月一日
			告示第一〇一号	

別表第十六中
に改める。

一、〇二九	村道	南都留郡鳴沢村三、六二三番地の二先（渡辺誠一方畑西側）	田 富士吉田	平成一九年三月二日
			告示第八号	

「を」	七、七三四	町道	東八代郡石和町井戸一四〇番地の一先(中原広富方東側、北進する車両)	石和 平元・二・九三号	藤崎	平成一九年十一月一日 告示第一〇二号
「に」	七、七三三	町道	東八代郡石和町井戸一四〇番地の一先(中原広富方東側、北進する車両)	石和 平元・二・九三号	藤崎	平成一九年十一月一日 告示第一〇二号

「を」	一、〇七五	町道	北巨摩郡双葉町竜地六六〇番地先(藤巻竜男方西側)	藤崎 四九・五・二三二二号	富士吉田	平成一九年十一月一日 告示第一〇二号
「に」	一、〇二九	削除				

「を」	一、〇七五	削除				
「に」	九、八九九	削除	富士吉田市小見見三、〇〇〇番地の三先(明見第二駐在所南側交差点・北進車両)	富士吉田 平成一四年七月八日 告示第三四号	甲府	平成一九年十一月一日 告示第一〇二号

「を」	一〇、四二四	削除				
「に」	一〇、四三三	削除				

「を」	一〇、四二四	削除				
「に」	一〇、四三三	削除				

「を」	一〇、四二四	削除	富士吉田市小見見三、〇〇〇番地の四先(明見第一駐在所南側交差点・西進車両)	富士吉田 平成一四年七月八日 告示第三四号	甲府	平成一九年十一月一日 告示第一〇二号
「に」	九、八九九	削除				

「を」	一〇、四二四	削除				
「に」	九、八九九	削除				

「を」	一〇、四二四	削除				
「に」	一〇、四三三	削除				

「を」	一〇、四二四	削除				
「に」	一〇、四三三	削除				

<p>一〇、九二六</p> <p>市道</p> <p>南アルプス市荊沢四三番地四先（市道（廃軌道）との交差点・西進車両）</p> <p>南アルプス</p> <p>平成一七年四月二八日</p> <p>告示第三七号</p>	<p>一〇、九二六</p> <p>削除</p> <p>南アルプス</p> <p>平成一九年一月一日</p> <p>告示第一〇一号</p>	<p>一一、〇六一</p> <p>県道甲斐中央線</p> <p>甲斐市名取三二四番地先（名取温泉西側交差点・南進車両）</p> <p>南甲府</p> <p>平成一八年七月一〇日</p> <p>告示第六四号</p>	<p>一一、〇六一</p> <p>削除</p> <p>葦崎</p> <p>平成一九年一月一日</p> <p>告示第一〇一号</p>	<p>一一、一七三</p> <p>市道荊沢芦原線</p> <p>南アルプス市落合三〇番地先（市道同士の十字路交差点・東進車両）</p> <p>南アルプス</p> <p>平成一九年三月二二日</p> <p>告示第二八号</p>	<p>一一、一七三</p> <p>削除</p> <p>南アルプス</p> <p>平成一九年一月一日</p>
---	--	--	---	--	---

<p>一一、二〇五</p> <p>市道</p> <p>大月市富浜町宮谷五五八番地先（十字路交差点・西進車両）</p> <p>大月</p> <p>平成一九年八月六日</p> <p>告示第七一号</p>	<p>一一、二〇五</p> <p>市道</p> <p>大月市富浜町宮谷五五八番地先（十字路交差点・西進車両）</p> <p>大月</p> <p>平成一九年八月六日</p> <p>告示第七一号</p>	<p>一一、二〇六</p> <p>市道</p> <p>甲府市中小河原町一、五八三番地一先（十字路交差点・北進車両）</p> <p>南甲府</p> <p>平成一九年一月一日</p> <p>告示第一〇一号</p>	<p>一一、二〇七</p> <p>西関東連絡道（側道）</p> <p>山梨市上岩下三三三番地一先（丁字路交差点・北進車両）</p> <p>日下部</p> <p>平成一九年一月一日</p> <p>告示第一〇一号</p>	<p>一一、二〇八</p> <p>西関東連絡道（側道）</p> <p>山梨市上岩下三三三番地二先（丁字路交差点・南進車両）</p> <p>日下部</p> <p>平成一九年一月一日</p> <p>告示第一〇一号</p>	<p>一一、二〇九</p> <p>西関東連絡道（側道）</p> <p>山梨市上岩下二〇七番地一先（丁字路交差点・北進車両）</p> <p>日下部</p> <p>平成一九年一月一日</p> <p>告示第一〇一号</p>	<p>一一、二一〇</p> <p>西関東連絡道</p> <p>山梨市上岩下一二七番地先（丁字路交差点・南進車両）</p> <p>日下部</p> <p>平成一九年一月一日</p>
---	---	--	--	--	--	--

一一、二二七	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市落合一八四番地一先(十 字路交差点・東進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
一一、二二六	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市山根八〇番地一先(十字 路交差点・西進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
一一、二二五	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市上岩下一八七番地二先(十 字路交差点・東進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
一一、二二四	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市落合二二七番地一先(十 字路交差点・西進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
一一、二二三	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市上岩下一二四番地先(十 字路交差点・東進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
一一、二二二	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市落合二二七番地一先(十 字路交差点・西進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
一一、二二一	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市上岩下一三二番地一先(十 字路交差点・東進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
	路(側 道)				告示第一〇二 号
一一、二二四	市道 路(側 道)	上野原市上野原二、五五一番地 先(市道と国道二〇号との丁字 路)	上野原	平成一九年一 月一日	
一一、二二三	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市万力二九二番地(丁字路 交差点・南進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
一一、二二三	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市万力二九三番地二先(丁 字路交差点・北進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
一一、二二二	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市万力三、六五〇番地先(丁 字路交差点・南進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
一一、二二九	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市万力三、六六九番地一先 (丁字路交差点・北進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
一一、二二八	西関東 連絡道 路(側 道)	山梨市落合一八六番地一先(十 字路交差点・西進車両)	日下部	平成一九年一 月一日	告示第一〇二 号
	路(側 道)				告示第一〇二 号

に改める。

路交差点・西進車両

告示第一〇一号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番